

○財務省告示第六十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年二月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月八日  
財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（四十年）（第三回）
二	発行の根拠 法律及びその の条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十六億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で二千二十 一億九千万円、特別会計に關 する法律第四十七条の規定に基 づく発行した利付国債について は、額面金額で九百七十四億九 千八百十万円



